

令和5年(2023年)6月

学校施設利用団体の皆様へ

八王子市教育委員会

学校敷地内における撮影等に伴う今後の対応について(通知)

平素より本市学校施設利用に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

本年5月に、学校敷地内での撮影等につきましては、個人や利用団体内など限定した閲覧に限り撮影を認めており、第三者が閲覧することが可能な状態で SNS^{*}等への掲載等をしないよう通知させていただいたところでした。

その後、複数団体から SNS を活用したいとの要望が寄せられたことから、その対応について改めて下記のとおり変更することとしましたのでお知らせいたします。

記

1 学校施設内の撮影許可について

学校施設内の撮影を希望する団体は、利用団体が活動する使用日以前に、当該学校長に別紙「撮影許可申請書」(以下、「申請書」という。)を提出していただくことで、撮影を許可することといたします。なお、申請書は、利用日毎の提出を求めませんが、**申請書の『申請者や備考』に変更が生じた場合には、改めて提出**をお願いいたします。

2 撮影に関する遵守事項について

申請書に撮影及び撮影物の掲載・放映等について、「7つの遵守事項」を記載していますので、撮影等の前に必ず確認していただくとともに、利用団体構成員への周知の徹底をお願いいたします。なお、撮影にあたり、万一、学校施設あるいは第三者に対するトラブル等が生じた場合には、利用団体の責任において対応していただくこととなりますので、御承知願います。

※「Facebook(フェイスブック)」「Twitter(ツイッター)」「LINE(ライン)」「Instagram(インスタグラム)」「YouTube(ユーチューブ)」「TikTok(ティックトック)」等の総称。

八王子市教育委員会
学校教育部学校施設課
電話 042(620)7325(直通)